

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
にたるときは、
の翌日)

目 次

◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(水産課)

◇ 告 示 字の区域の変更(二件) (地方課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の役員の退任(二件) (〃)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地処分(二件) (〃)

地域森林計画の決定(林務課)

地域森林計画の変更(〃)

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

◇ 公 告 屋外広告物講習会の開催(都市計画課)

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月鳥取県規則第一号)
の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項1中「二百四十万円」を「四百万円」に改め、同項
7中「十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、
昭和六十二年八月十日から適用する。
- 3 昭和六十二年八月十日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、
なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳴居地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年十一月二十日現在の地番による。）
金田字烏帽子岩	金田字烏帽子岩のうち一五の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
金田字ケド谷	金田字ケド谷の全域 金田字烏帽子岩一五の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 金田字池田山五五から五七までの一部 金田字池田六四の二の一部、六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

金田字池田山	金田字池田山のうち五二の一部、五三の四の一部、五四の一から五四の四までの一部、五五から五七までの一部以外の区域
金田字池田	金田字池田のうち五九の一部、六一の一部、六四の二の一部、六四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
金田字マミドウ山	金田字池田山五二の一部、五三の四の一部、五四の一から五四の四までの一部、五五の一部
金田字後塔	金田字マミドウ山のうち三七五の一部以外の区域
朝金字池田	金田字後塔のうち四〇六の三の一部以外の区域
	朝金字池田の全域 金田字池田五九の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見（地尾谷）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年十一月二十日現在の地番による。）
井上字明神前	井上字明神前のうち一九三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
井上字矢取田	井上字矢取田のうち二〇九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域 井上字明神前一九三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
井上字家ノ前	井上字家ノ前の全域 井上字地尾荒神ノ前二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五三の一の一部、二五三の二、二五四の一の一部、二五四の二、二五九の一の一部、二五九の二、二五九の三の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
井上字地尾荒神ノ前	井上字地尾荒神ノ前のうち二五二の一の一部、二五二の二の一部、二五三の一の一部、二五三の二、二五四の一の一部、二五四の二、二五九の一の一部、二五九の二、二五九の三の一部、二六〇の一の一部、二六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

井上字道坂尾	井上字道坂尾のうち四二九の一の一部、四三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに四二二と一体をなす国有地の一部以外の区域 井上字矢取田二〇九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二〇九と一体をなす国有地の一部 井上字山ノ神四三八の一部
井上字山ノ神	井上字山ノ神のうち四三八の一部以外の区域 井上字道坂尾四二二と一体をなす国有地の一部 井上字東丸山四四八の一部
井上字東丸山	井上字東丸山のうち四四八の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の比名及び住所

理事	大本 正 顕	東伯郡関金町大字明高一一九四
"	竹 田 哲 男	大字泰久寺六六三
"	石 賀 一 男	大字今西一一〇

加藤 登	大字松河原一〇三
高倉利雄	大字堀二九四四
石田夏實	大字松河原一〇六〇―三
西坂富範	大字明高一四六六
増田義人	大字堀二二六八
中田人司	大字郡家五三六―二
山本 巖	大字山口七五〇
藤井義勝	大字安歩五六四
山本忠行	大字大鳥居六五一
西村長利	大字関金宿五一〇
鳥飼 昇	五四七
山田紀久	大字今西一〇一三
藤井重光	大字大鳥居二六六

昭和六十三年二月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 大 本 正 顕	東伯郡関金町大字明高一一九四
西坂富範	一四六六
増田義人	大字堀二二六八
高倉利雄	二九四四
石賀一男	大字今西一〇
瀬尾 学	大字泰久寺一六九
小倉昭夫	大字松河原一二三二
石川慶博	八〇七

藤井重光	大字大鳥居二六六
津島宗平	大字安歩五七三
西村長利	大字関金宿五一〇
鷲見政父	大字郡家三五九―一
本谷 孝	大字山口二一九
鳥飼 昇	大字関金宿五四七
山田紀久	大字今西一〇一三
山脇博文	大字大鳥居九二九

昭和六十三年二月十日就任 任期四年

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり国府土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井 上 春 美	岩美郡国府町大字三代寺三〇二
------------	----------------

昭和六十三年二月九日退任

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 一 夫 東伯郡北条町大字江北六一三

昭和六十三年二月十四日退任

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（非補助事業栃原地区区画整理）を昭和六十三年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る会見（地尾谷）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る鳴居地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、米子森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 米子地域森林計画書

2 米子地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取県米子地方農林振興局及び鳥取県

日野地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計

画区の地域森林計画の変更に係る計画書

2 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計

画区において地域森林計画の対象とする森林区域の変更に係る森林計

画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を

所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百三十二号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、昭和六十三年二月二十六日から施行する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表救命消防設備購入資金の項貸付対象の欄中五を六とし、四を五とし、三を四とし、二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。

一 膨脹式救命いかだ

第一経営等改善資金の表救命消防設備購入資金の項貸付限度額の欄を次のように改める。

膨脹式救命いかだを購入する場合には五十万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎、救難用リーダー応答器又は消火器を購入する場合には十万円

鳥取県告示第二百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市浦津地区広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市浦津字越ノ前地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第10条の4第

1項の規定により、昭和62年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

昭和63年2月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
昭和63年3月17日 (木) 午前10時から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法 に関する事項	東伯郡東郷町大字藤 津650 鳥取県立東郷湖羽合 臨海公園あやめ池ス ポーツセンター研修 室
昭和63年3月18日 (金) 午前10時から	広告物の施工に関する事 項	

2 受講手続

(1) 受講申込書

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課又は各土木事務所に備えて
けてある所定の用紙を用いること。

(2) 受講申込書の受付期間及び提出先

ア 受付期間

受講申込書は、昭和63年2月26日(金)から同年3月10日(木)

までの間受け付けるものとする。

なお、郵送による場合は、昭和63年3月10日(木)までの消印の

あるものは、受け付けるものとする。

イ 提出先

鳥取県土木部都市計画課

3 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)の金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちよう付欄
にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年10月鳥取県規則第50号)第
12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち、広告物の
施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証す
る免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 その他

詳細については、下記に問い合わせること。

- 鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7364
- 鳥取県鳥取土木事務所 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7653
- 鳥取県郡家土木事務所 八頭郡郡家町郡家100 電話0858-72-0261
- 鳥取県倉吉土木事務所 倉吉市東蔵城町2 電話0858-22-8141
- 鳥取県米子土木事務所 米子市糺町一丁目160 電話0859-34-6211
- 鳥取県根雨土木事務所 日野郡日野町根雨140 電話0859-72-0321